

にしく市民活動支援センター要綱

制定 平成 21 年 3 月 17 日 西地振第 1361 号（区長決裁）

改正 令和 2 年 4 月 1 日 西地振第 1300 号（区長決裁）

（趣旨）

第 1 条 にしく市民活動支援センター（以下「センター」という。）は、市民公益活動及び生涯学習への支援を通して、地域における様々な活動が活性化することで、地域の課題解決力の向上と、豊かな地域をつくっていくための事業を行う。

2 この要綱はセンターの運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

なお、この要綱において、「市民公益活動」とは、横浜市市民協働条例（平成 24 年 6 月 25 日横浜市条例第 34 号）第 2 条第 3 項に定めるところによるものとする。

（設置場所）

第 2 条 センターは、西区総合庁舎内（横浜市西区中央 1 丁目 5-10）に置く。

（事業）

第 3 条 センターは、市民公益活動・生涯学習を推進するため、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 市民公益活動及び生涯学習活動に関する相談・コーディネート
- (2) 機材・情報の提供
- (3) 講習会・研修会などの開催
- (4) 活動場所の提供
- (5) 活動団体のネットワーク化
- (6) 区民利用施設等との連携による活動支援
- (7) 地域の課題解決力の向上等に関する調査研究
- (8) その他市民公益活動及び生涯学習活動に必要な支援

(施設等)

第4条 前条に掲げる事業を行うため、センターに次の各号に掲げる施設等を置く。

- (1) ミーティングスペース
- (2) 打合せコーナー
- (3) 作業コーナー
- (4) 相談コーナー
- (5) 展示コーナー
- (6) 情報コーナー
- (7) 情報交換ボード
- (8) グループボックス
- (9) 貸出ロッカー
- (10) 印刷機
- (11) 貸出機材

(開館日・開館時間)

第5条 センターは、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

- (1) 水曜日
 - (2) 1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日
- 2 センターの開館時間は、午前9時00分～午後5時00分とする。
- 3 西区長（以下「区長」という。）は、前項の規定に関わらず、必要があると認めるときは開館時間を変更することができる。
- 4 区長は、前項の規定に関わらず、特に必要と認める場合は、休館日に開館し又は休館日以外の日に閉館することができる。

(施設等に関する利用承認)

第6条 第4条に掲げる施設を利用しようとするものは、区長の定めるところにより、センターの利用の承認を受けなければならない。

- 2 第4条第5号、第6号、第7号の施設等を利用する場合（貸出しを受ける場合を含む）には、事前に利用登録をしなければならない。
- 3 区長は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、利用を承認しない場合がある。
- (1) センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき
 - (2) 営利を主な目的とした利用と認められるとき
 - (3) 特定の政党若しくは候補者の支援、又は反対のための利用と認められるとき
 - (4) 特定の宗教の支持、又は反対のための利用と認められるとき
 - (5) センターの運営上支障があるとき
 - (6) その他区長が必要と認めたとき
- 4 第1項及び第2項について必要な事項は別途定める。

(利用承認の取消し等)

第7条 区長は、前条第1項の規定により承認を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、同項の規定による承認を取消し、又はセンターの利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 前条第3項の各号のいずれかに該当するに至ったとき
- (2) この要綱に基づく規定に違反したとき
- (3) この要綱に基づく承認の条件に違反したとき

(利用の制限)

第8条 区長は、センターの利用者が次のいずれかに該当する場合は、利用を拒み、または退場を命ずることができる。

- (1) 他の利用者に迷惑をかけ、または迷惑をかけるおそれがあるとき
- (2) その他センターの運営上支障があるとき

(事業の所管)

第9条 この事業は、総務部地域振興課が所管する。

2 地域振興課長は、第3条に規定する事業を統括する。

(運営)

第10条 センターの運営に関する事務の一部または全てを、区が選定した団体・法人等に委託する。

(その他)

第11条 この要綱に定めのないものは、庁舎管理規則（昭和36年3月15日規則第4号）によるもののほか、別途区長が定める。

2 要綱を改正した場合は、速やかに教育委員会事務局生涯学習文化財課及び市民局市民協働推進課に報告する。

附 則

この要綱は、平成21年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。